

## 政治資金に関わる疑惑究明と政治的・道義的責任の明確化を求める意見書

政権党幹事長の資金管理団体の土地購入事件に絡み、現職幹事長が検察の事情聴取を受け本人は不起訴となったものの、3人もの秘書や元秘書が起訴される異例の事態が起きたことは非常に重大である。

また、内閣総理大臣の政治資金規正法の制限をはるかに超える母親からの巨額の資金提供についても、その資金の流れと用途は非常に不透明であり、脱税とのそしりも逃れ得ないものである。

政権党は、先の総選挙でのマニフェストに政治不信を解消すると記述しているが、これらの事件・疑惑について国民の納得のいく説明がなされておらず、政治への不信は増すばかりである。

よって、国におかれては、国会の政治倫理審査会等の場で「政治とカネ」に関わる事件全容の徹底究明とその政治的・道義的責任を明確にされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
内 閣 官 房 長 官	平 野 博 文 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様